

(記入上の注意)

- 1 該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 3 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 4 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許及び准看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 5 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 6 「4～9 助産所」の「分娩の取扱いのある」「分娩の取扱いのない」については、分娩取扱いの実績の有無にかかわらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。
- 7 事業所内に設置された診療所については、「2～3 診療所」ではなく「24 事業所」を含むものとする。
- 8 「12～17でいう介護保険施設等」は、「1 病院」、「2～3 診療所」及び「10～11 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 9 「18～20でいう社会福祉施設」は、「1 病院」から「17 12～16以外の介護保険施設」までに該当するものを除くものとする。
- 10 「雇用形態」は、次により記載すること。

・ 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。

・ 「2 非正規雇用（1又は3に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。

・ 「3 派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。

・ 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40 時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者を指すこと。

・ 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。

・ また、（ ）は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

常勤換算＝

短時間労働者の1週間当たりの労働時間

フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間

例）フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、

①週2日8時間勤務の場合（アルバイト等）
②週5日6時間勤務の場合（育児短時間勤務等）

①8時間×2日
②6時間×5日

① 0.4人

40時間

② 0.8人

- 12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。

・ 「Ⅰ. 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。

・ 「Ⅱ. 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「Ⅰ. 新規」を除く。）を指すこと。

・ 「Ⅲ. 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。

・ 「Ⅳ. その他」とは、「Ⅰ. 新規」、「Ⅱ. 再就業」及び「Ⅲ. 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。
- 13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。

・ 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。

・ 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。

・ 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。
- ※ 記載要領等については、京都府のホームページ（右記QRコード）にも掲載しております。
- | 住所・勤務地コード | |
|-----------|-----|
| 市区町村 | コード |
| 京都市 | 11 |
| 向日市 | 21 |
| 長岡京市 | 22 |
| 大山崎町 | 23 |
| 宇治市 | 31 |
| 城陽市 | 32 |
| 八幡市 | 33 |
| 京田辺市 | 34 |
| 久御山町 | 35 |
| 井手町 | 36 |
| 宇治田原町 | 37 |
| 木津川市 | 41 |
| 笠置町 | 42 |
| 和束町 | 43 |
| 精華町 | 44 |
| 南山城村 | 45 |
| 亀岡市 | 51 |
| 南丹市 | 52 |
| 京丹波町 | 53 |
| 福知山市 | 61 |
| 舞鶴市 | 62 |
| 綾部市 | 63 |
| 宮津市 | 71 |
| 京丹後市 | 72 |
| 伊根町 | 73 |
| 与謝野町 | 74 |
| 他都道府県 | 81 |
-